消費税率引き上げに伴う紹介手数料等の改正について

(労働政策審議会の答申内容)

消費税率引き上げに伴う受付手数料及び紹介手数料の上限額等について、職業安定法施行規則の改正案が8月7日、厚生労働省労働政策審議会職業安定分科会において審議された結果、「妥当」とされ、同審議会から厚生労働大臣に答申されました。答申の内容等を以下の通り掲載いたします。

1. 改訂の内容

		現行	改訂後
受付手数料	課税事業者	690 円	710 円
<求人者・求職者>	免税事業者	660 円	660 円
紹介手数料	課税事業者	10.8%	11.0%
<求人者・特定の求職者>	免税事業者	10.3%	10. 3%
紹介手数料<求人者>	課税事業者	14. 5%	14. 8%
(臨時賃金等除く場合)	免税事業者	13.8%	13. 9%

2. 施行期日等

公布日 令和元年9月下旬(予定)

施行期日 令和元年 10 月 1 日